

【資料4-5】

障害児通所支援系サービスに係る留意事項等について

届出等に係る留意事項等について

◎はじめに

地方分権に関する法令等の改正によって和歌山県から権限が移譲され、平成31年4月から、和歌山市所在の障害児通所支援事業については、和歌山市が事業者指定等の事務を行っています（障害児入所支援については、和歌山県のままです）。

変更届や指定申請等のための和歌山市の様式類は和歌山市ホームページに掲載しておりますので、**和歌山県の様式ではなく、和歌山市の様式で届出等を行ってください。**

1. 変更届等の提出について

(1) 変更届出書

指定事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省で定める事項に変更があったときは、変更日から10日以内に障害者支援課へ届け出る必要があります。
※変更内容により算定される単位数が変わる場合は、併せて加算の届出も必要になります。

【届出期限】 変更日から10日以内

【届出書類】 ①別記様式第3号 指定障害児通所支援事業者指定内容変更届（第5条関係）

②添付書類

変更内容により必要な書類が異なりますので、「**変更届出書に係る添付書類一覧**」を確認してください。

【届出が必要となる事項】

1. 事業所の名称及び所在地（※1）
2. 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名
3. 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る）
4. 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要（※2）
5. 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及び住所
6. 運営規程 など

（※1）所在地を変更する場合（移転）や（※2）建物の構造等を変更する場合は、届出以前に事前協議が必要です。また、新規指定と同様に消防局や建築指導課との協議も要する場合がありますのでご注意ください。

★従業者の職種、員数及び職務の内容の変更に伴う変更届の提出について

管理者及び児童発達支援管理責任者以外の従業者が変更になった場合（ただし、その変動によって加算等の要件に変更を及ぼさない場合に限る）は、変更があるごとに変更届を提出する必要はありません。年1度、4月1日時点の従業者の職種、員数及び職務の内容について届出を行ってください。（提出書類等の詳細は対象事業所に通知しています。）

★令和2年度の放課後等デイサービス事業所の基本報酬区分について

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して、令和2年度の基本報酬区分（区分1または区分2）の算定に当たっては、令和元年度の利用児童実績に代えて、平成31年4月から令和2年2月までの11か月間の利用児童実績（以下「11か月実績」という）を用いて報酬区分を決定します。

ただし、令和元年度の利用実績を用いることにより区分1となる事業所については、令和元年度実績を用いることとして差し支えありません。

（2）障害児通所支援事業変更届出書

事業開始届により届け出た事項に変更が生じた場合、変更日から1か月以内に、その内容を届け出る必要があります。

★（1）の変更届に添付して提出してください。

【届出期限】 変更日から1か月以内

【届出書類】 ①障害児通所支援事業変更届（第34条関係）

②添付書類（変更内容が確認できる書類等）

【届出が必要となる事項】

1. 事業の種類及び内容
2. 経営者（法人）の氏名（法人名称）及び住所（主たる事務所の所在地）
3. 条例、定款その他の基本約款（当該事業に関するものに限る）
4. 運営規程
5. 職員の定数及び職務の内容
6. 主な職員の氏名及び経歴
7. 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

（3）変更申請（特定障害児通所支援）

児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所で定員の増加を行う場合は和歌山市に変更申請を行う必要があります。

【申請期限】

変更予定月の前月5日必着（5日が閉庁日の場合は直前の開庁日）

☆申請を行う前に**事前協議**が必要です。

（あらかじめ電話予約の上、事前協議書を持参してください。）

☆事前協議は**変更予定日の2か月前**から行います。

書類が不完全でも構いませんので、事前協議の際は必ず申請書類を持参してください。

【申請書類】

①別記様式第2号 特定障害児通所支援変更申請書（第4条関係）

②添付書類 「指定変更申請について（児童発達支援・放課後等デイサービス）」をご確認の上提出してください。

（4）休止・廃止届、再開届

● 休止・廃止届

事業の休止又は廃止する場合、休止又は廃止の日の1か月前までに障害者支援課へ届け出てください。

★現にサービスを受けている利用者に対する措置等が必要のため

※休止できる最長の期間は、指定の有効期限までです。

【提出書類】

①障害児通所支援事業廃止（休止）届出書（別記様式第5号（第5条関係）

②障害児通所支援事業等廃止（休止）届（第34条関係）

● 再開届

休止した事業を再開したときには、再開した日から10日以内に届出をする必要があります。

※ただし再開にあたっては、指定基準を満たしているか等の確認をしますので、事業再開1か月前にご相談ください。

【提出書類】

①障害児通所支援事業再開届出書（別記様式第4号（第5条関係）

②添付書類（勤務形態一覧表など）

休止前に比べ、人員等に変更が生じている場合は、変更後の状態がわかる書類等の提出が必要です。

2. 指定の更新について

指定の有効期限は、6年です。（次ページに令和2年度の対象事業所を掲載）

6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力はなくなります。

事業所の皆様は、事業の指定年月日及び有効期限をご確認の上、忘れずに更新申請を行ってください。

【令和2年度中に有効期限を迎える事業所】

事業所番号	施設名称	サービス種類名	指定状態	指定有効期限日
3050100613	おれんじ倶楽部	放課後等デイサービス	提供中	R 02/11/30
3070100627	クレール	障害児相談支援事業	休止(※)	R 03/03/31

※更新の対象となっている事業が休止中の場合、**休止のまま更新はできません。**
再開届を提出後、更新申請を行ってください。人員が不足している等により再開できない場合は廃止となりますので、廃止届を提出してください。

【提出期限】指定有効期限が満了する月の前月中

例えば、令和2年9月30日が指定期日の事業所は

令和2年8月1日から令和2年8月31日の間に提出してください。

【提出書類】

★障害児通所支援事業所

①別記様式第1号 指定障害児通所支援事業者指定申請書（第2条関係）

②添付書類

「指定障害児通所支援事業の指定更新に係る提出書類一覧」を確認してください。

★障害児相談支援事業所

①様式第1号 指定障害児相談支援事業所指定申請書（第2条関係）

②添付書類

「指定障害福祉サービス事業者の指定更新に係る提出書類一覧」を確認してください。

3. 加算等の変更に係る届出について

※注意：障害児通所給付費算定にかかる変更は、変更届の提出時期により、加算項目等の算定開始時期に影響しますので、ご注意ください。

(1) 「新たに加算等を算定する」又は算定される単位数が「増える」場合

①届出が月の15日以前に行われた場合…翌月から算定開始

②届出が月の16日以降に行われた場合…翌々月から算定開始

(2) 加算等の算定される単位数が「減る」又「算定されなくなる」場合

速やかに届け出てください。

届出の時期に関わらず、加算等の単位数が減るまたは算定されなくなった事実が発生した日から算定を行いません。

【届出書類】

- ①別記様式第6号 障害児通所給付費の算定に係る体制等に関する届出書(第7条関係)
- ②別記様式第6号別紙 障害児通所給付費等の算定に係る体制状況一覧表
- ③添付書類(加算により異なりますので、「**加算等の変更に係る添付書類一覧**」よりご確認ください。)

4. 自己評価結果等の公表及び届出について

児童発達支援事業及び放課後等デイサービスにおいて、事業者による自己評価及び保護者による評価を行い、その結果と改善内容を公表することが義務付けられています。

自己評価結果等の公表は概ね年1年に一度行い、和歌山市に届出を行ってください。
(対象事業所には届出方法や期限等の通知を行います。)

★自己評価結果等未公表減算

自己評価結果等の公表方法及び公表内容について届出がない場合、平成31年4月以降減算が適用されることになりましたので、届出もれのないようご注意ください。

1～4までの内容について、和歌山市ホームページ内に掲載しております。
和歌山市ホームページ内のどのページからでも、右上「サイト内検索」より下記に記載のページ番号で検索できます。

表 題	ページ番号
障害児通所支援事業の変更等に係る届出について	1024649
指定障害児通所支援事業者の指定更新について	1024644
障害児通所支援事業の休廃止等の届出について	1024650
障害児通所支援事業の指定・変更・休廃止等各種様式ダウンロード	1024651
障害児通所支援に係る自己評価結果等の公表及び届出について	1025869